



懇談テーマⅠ 『安全・安心な地域社会について』

- ①児童・生徒たちが安全で安心して通える通学路を確保するため、危険箇所へのガードレール、車止め等の設置をお願いしたい。
- ②国道4号矢板大田原バイパスの工事に伴い、石上小学校児童、一般車両、歩行者への安全、衛生面への配慮、ルール作りを計画の段階からお願いしたい。
- ③薄葉小学校の校庭側の上部軒面等の破損や汚損が目立つ。落下による危険性もあるため早急な修繕をお願いしたい。

【回答】

①通学路の安全確保のための取り組みとして、平成24年7月から8月にかけて緊急合同点検を実施するとともに、平成26年4月には大田原市通学路交通安全プログラムを策定し、3年ごとの合同安全点検を実施することとして、平成26年7月及び平成29年11月にも同様の点検を実施いたしました。

また、各学校で保護者等から通学路の危険箇所の改善について要請があった場合は、随時点検を行っております。

点検の結果、危険箇所とみなされ、且つ有効な対策が取れる箇所につきましては、カラー舗装、歩道の設置、注意喚起、看板設置、横断歩道及び信号機の設置等を実施しております。

②国道4号矢板大田原バイパスにつきましては、今年度に新規事業化となったところであり、今後は、国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所において測量や地質調査、道路の設計等を行い工事着手となりますが、現在のところ工事の着手時期につきましては示されておられません。

市といたしましては、情報の収集を行うとともに、関係機関と連携し、全ての利用者に、より安全な道路となるよう努めてまいります。

③教育総務課では、毎年5月に市内小中学校を訪問し、施設の修繕や改修等の要望箇所の聞き取り調査を行っております。

今回、ご指摘いただきました薄葉小学校の上部軒面等の破損や汚損につきましては、数年前から学校の修繕要望に挙げられており、状況は把握しております。

現在、学校には、劣化箇所の状況の変化を日頃の点検時に注意して観察していただくよう要請を行っており、変化が見られた場合には教育総務課に直ちに連絡していただくこととしております。

本市では、人的被害は発生しておりませんが、薄葉小学校を含め、老朽化が進んでいる事例が他校でも見受けられますので、数校を対象に夏休み期間中を利用し、一級建築士等の資格を有する方の協力を得まして、現地調査を実施してまいりたいと考えております。

なお、調査後、改修の規模を検討しまして、次年度以降の実施に向けて、準備をしてまいりたいと考えております。

- ①放置された空き家について、市としてどのような対応を考えているか。空き家の所有者が責務を果たさなかった場合、罰則あるいは市が代執行して費用を請求する強制力はあるか。
- ②プラスチック系のごみ問題について、市では対策等を考えているか。
- ③小中学校の校庭や公園等に埋められている汚染土や市内の各地域の放射線量の現状と問題点、並びに今後の対応・安全性について伺いたい。

【回答】

①市では、空き家等の適正な管理に関し、所有者等の責務を明確にし、空き家等が放置され管理不全な状態となることを防止し、生活環境の保全及び防犯・防災のまちづくりを推進することを目的として、「空き家等の適正管理に関する条例」を平成26年9月から施行しており、また、全国的に管理不全の空き家が社会問題となっており、法律による対策が必要であるとのことから「空家等対策の推進に関する特別措置法」いわゆる「空き家法」が平成26年11月に制定されました。

管理不全な空き家対策として、空き家法に基づき空き家の所有者等に関する必要な情報を収集し、管理不全な空き家の状況を不在地主等へ通知するなどし、改善を図っているところであります。

今後におきましても、空き家等の情報を把握し、関係機関と連携を図り、空き家対策を講じてまいりたいと考えております。

また、罰則規定はございませんが、持ち主に連絡がつくと、主さんの大半は対応していただいているため、特定空き家になるような事例はございません。

②市では毎年『とちぎの環境美化県民運動』として行われる県内統一環境美化活動に、市内保健委員の皆様を中心に自治会の皆様のご協力により『ごみゼロ運動』として、市内の一斉清掃を実施していただいております。

また、市では廃棄物監視員が市内を毎日巡回監視しており、道路上に捨てられているごみなども監視の際に回収しており、その量は毎年約6,000キログラム、1日あたりにしますと約16キログラムになります。

このほか、栃木県や市道路課が所管する愛ロード、愛リバー事業や道路愛護、河川愛護活動事業によりまして、登録した自治会等の団体による道路や河川等の清掃活動も行われております。

これらの活動により、地域の環境保全のほか、捨てられたごみが河川から海へ流れてしまうことが防止される効果があるものと考えております。市民の皆様のご協力に深く感謝申し上げているところでございます。

日常的な取り組みとして、市民の皆様にはペットボトルと白色トレイを分別していただいております。分別収集したものはリサイクル事業者に引き渡しをしております。これ以外のプラスチックごみは燃やせるごみとして焼却処理しております。

今後も市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、清掃活動の継続と廃棄物監視員による不法投棄の監視とポイ捨てごみの回収を行いながら、『一人一人の責任と行動』による適切なごみの排出の重要性と必要性を市広報紙等により啓発してまいります。

③除染につきましては、大田原市除染実施計画に基づき、平成24年度から平成27年度までに学校や公園を含めた53施設を実施いたしました。

除染に伴い、本市において「放射性物質汚染対処特別措置法」の基本方針に定める追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト、1時間当たり0.23マイクロシーベルトを超える地域は存在していないため、予定されていた除染等の措置が完了したことを環境省に報告し、平成28年1月に除染措置完了市町村の認定を受け、大田原市除染実施報告書と概要版を作成しました。この概要版につきましては、放射性物質による市民の不安解消と除染に関する理解を深めていただくため、同年4月に広報おたわらと合わせて配付したところでございます。

除染により発生した土壌等につきましては、「放射性物質汚染対処特別措置法」により除染実施主体が除去土壌の処分を行うことに規定されておりますので、本市が除去土壌を集約して埋設することになりますが、現状ではその場所を確保することは非常に困難であることから、当分の間、引き続き現場で保管せざるを得ないと考えております。

市といたしましては、安全性を確認するため、引き続き埋設保管された除染土壌付近の、空間線量測定を実施し公表しており、今後も継続してまいりたいと考えておりますのでご理解を願います。

また、測定場所につきましては、現在市内で551箇所について、内訳としては小学校23箇所、中学校9箇所、保育所等18箇所、幼稚園7箇所、学童保育館11箇所、公園101箇所、公共施設49箇所、自治公民館神社等103箇所、交差点停留所等230箇所ということで、毎年6月と12月に放射線量を測っておりまして、それを市のホームページで公表しております。

問題は、除去したものを今現在はそのままその場所で保管をしている訳ですが、国から今後何らかの指針があった時点で、どこに保管するのかという部分が今後の問題になってくると考えております。

ただし、現在は年2回、6月と12月に、放射線量の漏れがないかということでモニタリングをやっておりますので、そのことについては引き続き実施をまいりたいと考えております。

懇談テーマⅢ 『その他について』

川田工業横の一般県道西那須野・薄葉線を拡幅できないか。

【回答】

一般県道西那須野・薄葉線の一部の区間は、車道幅員が狭く歩道が未整備であります。同路線につきましては、栃木県大田原土木事務所が所管する道路でございますので、これまででも、道路改良及び歩道整備を要望しておりましたが、今後もより一層の要望を行ってまいりたいと考えております。

懇談会でいただいた主なご意見等（一部抜粋）

野崎の市営団地について、あと2、3年で壊すという話を聞いた。早く立て替えの計画を立てて欲しい。空いている棟がひどい状態なので、ぜひ取り壊しをお願いしたい。

【回答】

現在野崎の市営住宅には12世帯の方が点在してお住まいになっており、住んでいる皆様に住宅が集まっている一角に転居していただきたいというお願いをしている状態です。

それに応じていただける方がいらっしゃれば、集約的にお住まいいただいて、道路で囲まれた区画が何区画か空いた形になるかと思えます。そうなった場合には取り壊しをいたしまして次のステップに進みたいと考えております。

野崎地区公民館に高校生や中学生が自主学習できる場所をつくって欲しい。

【回答】

市の施設の他の自習室には管理人がおりまして、音が聞こえないような学習環境が整えられておりますので、まずそれが当施設で可能かどうか考えたいと思います。

また、夜間や休日・土日はこちらの公民館は管理人がおりませんので、例えば夏休み期間中において、五日間とか一週間程度とか、平日でしたら開放はしておりますので、それで地元の高校生に開放して利用状況を見てはどうかと考えており、周知の方法も含めて検討していきたいと思っております。

ささえ愛サロン事業の補助金について、お茶菓子や、そこで行う工作等に関しても経費として落とせるようにしていただきたい。

【回答】

ささえ愛サロン事業につきましては今年度市の単独事業ということで実施しているところでありますが、今後、国の交付金を導入しまして、補助事業として対応していきたいと現段階では考えており、国の補助事業の要綱に則った取り扱いを検討したところであります。

その中で、ご指摘の食糧費については国の補助要綱で補助対象外となっておりますので、市もそれに倣って要綱を定めたという経緯がございます。

今年度から入れた事業ですので、検証の意味も含めまして、今後、今参加している全ての団体の代表の方からお話を伺いながら、事業の内容と要綱を照らし合わせまして、今後の制度のあり方、補助の対象になるかどうかということも含めて事業の検証を行いまして、来年度以降の事業に繋げていきたいと考えております。

もし大田原市内に避難指示・避難勧告が出た場合はどのようなルートを使って住民に知らせるのか。

【回答】

現在、黒羽地区のみアナログ式の防災行政無線を設置しておりますが、本年度から2年間をかけて全地区にデジタル式の防災情報伝達システムを整備します。

このシステムを整備しますと、消防庁のJアラートや気象庁の緊急地震速報等と連動が可能になり、それに加えて屋外の拡声子局が今現在は大田原・湯津上地区には無いものですから、大田原・湯津上・黒羽全てに拡声器をつけた拡声子局、消防の詰所のサイレンなどとも連携をして、拡声あるいはお知らせをするというような形で進めていきたいと思っております。

このシステムは携帯電話の周波数を利用して行うものですから、個人が所有する携帯電話でよいちメールに登録をしていただいて、情報を取っていただきたいと思っております。

那須疎水の平沢放水路のフェンスが老朽化で金網が破れているため、しっかりしたフェンスもしくはガードレールをつけてもらいたい。また、放水路の約半分が地下暗渠になっており、暗渠に入る前のごみトラップで平沢の住民がごみを上げているが、高齢の方がそこで仕事をするので、上げる部分の改善をお願いしたい。

【回答】

那須疎水の放水路については平成7年度に市が譲受を受けまして、毎年50万円の予算を付けまして、水路の外板の塗装や引き上げたごみの回収処分を行っております。

これらの工事を実施する前には地元の自治会長さんと協議をした上で内容を検討しているかと思いますが、その費用につきましては那須塩原市と大田原市でそれぞれ負担割合に応じて負担をしております。那須塩原市が89パーセントを負担するという約束になっております。

今回要望されたフェンスにつきましては総延長が680メートルあるため、単年度で全部を改修するのは困難ですので、老朽化が著しい箇所から改修できるように、関係団体、那須塩原市とも協議をしながら進めていきたいと思っております。

ごみの回収の問題ですが、これについては那須疎水土地改良区連合会に毎年、自治会の方に10万円ほど支払われておりまして、それで管理していただいているという状況ですので、那須疎水土地改良区連合会の方と協議をしていただいて、どのようにしたら良いのかということを検討していただければと思っております。